

労働基準法違反の疑いで書類送検

～労働者に違法な長時間労働を行わせた疑い～

名古屋北労働基準監督署（署長 橋本 享）は、令和7年3月10日、下記の被疑者を労働基準法違反の疑いで名古屋地方検察庁に書類送検した。

記

1. 被疑者

株式会社 REX ほか1名

（所在地：小牧市間々原新田 事業内容：警備業）

2. 被疑条文

労働基準法第32条第1項（週の法定労働時間）

労働基準法第32条第2項（1日の法定労働時間）

労働基準法第36条第6項第2号（時間外労働・休日労働1か月100時間未満）

労働基準法第36条第6項第3号（時間外労働・休日労働複数月平均80時間以下）

労働基準法第119条第1号（罰則）

労働基準法第121条第1項（両罰規定）

3. 被疑内容

被疑者は、使用する労働者1名に対し、令和5年8月1日から同年9月30日までの期間について、被疑者が協定した時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）において定めた限度時間を超えて時間外労働を行わせ、また、法36条第6項の規定に違反して、時間外労働及び休日労働を、1か月に100時間以上行わせ、かつ、2か月の期間を平均して80時間を超えて行わせていた疑いがあるもの。

4. 関係法条文

○労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）

（労働時間）

第三十二条 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。

2 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

(時間外及び休日の労働)

第三十六条 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、厚生労働省令で定めるところによりこれを行政官庁に届け出た場合においては、第三十二条から第三十二条の五まで若しくは第四十条の労働時間(以下この条において「労働時間」という。)又は前条の休日(以下この条において「休日」という。)に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。

(中略)

6 使用者は、第一項の協定で定めるところによつて労働時間を延長して労働させ、又は休日において労働させる場合であつても、次の各号に掲げる時間について、当該各号に定める要件を満たすものとしなければならない。

(略)

二 一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させた時間百時間未満であること。

三 対象期間の初日から一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間における労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させた時間の一箇月当たりの平均時間 八十時間を超えないこと。

(以下、略)

第十三章 罰則

第一百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 (略) 第三十二条、(中略) 第三十六条第六項(中略)の規定に違反した者

(以下、略)

第二百一十一条 この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行つた代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主(事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人(法定代理人が法人であるときは、その代表者)を事業主とする。次項において同じ。)が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

(以下、略)